



国 観 第 3 9 号
平成29年10月24日

保健福祉部厚生総務課長 殿

商工労働観光部観光局国際観光課長
(公 印 省 略)

訪日外国人旅行者受入れ医療機関の追加選定について (依頼)

このことについて、平成29年10月17日付けで観光庁外客受入担当参事官及び厚生労働省医政局総務課長より依頼がありました。つきましては、お忙しい中、誠に恐縮ですが、下記1の依頼事項につきまして御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、御提出いただきました新規の医療機関につきましては、本課において要件の確認をさせていただきます。

記

1 依頼事項

- ①昨年度までに茨城県が選定し、観光庁へ報告した55施設の医療機関の時点修正及び新設された調査項目「⑪データの二次利用」への記載（修正箇所は「赤字」で記載してください。）
- ②新たな訪日外国人旅行者受入れ可能な医療機関の追加
(特に鹿行，土浦，つくばの各二次医療圏の診療所につきまして、対応可能な医療機関の充実を図るため別添③を参考に積極的なお声がけをお願いいたします)。

2 提出様式 別添①「訪日外国人旅行者受入れ医療機関 報告書 (平成29年度)」

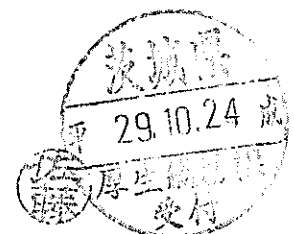
3 提出期限 平成29年11月15日 (水)

4 提出方法 グループウェアのメールにワード形式で提出
(提出先メールアドレス: n.ooga@pref.ibaraki.lg.jp)

【問い合わせ先】

商工労働観光部 観光局
国際観光課 大賀

TEL: 029-301-3616
(内) 3627





観 参 第 145号
医政総発1017第1号
平成29年10月17日

各都道府県観光部（局）長 殿
各都道府県衛生主管部（局）長 殿

観光庁外客受入担当参事官

厚生労働省医政局総務課長

訪日外国人旅行者受入れ医療機関の追加選定について

訪日外国人旅行者が増加する中、観光庁と厚生労働省では、訪日外国人旅行者が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう必要な取組を進めております。

また、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日決定）、「観光ビジョン実現プログラム2017」（平成29年5月30日決定）に基づき、2020年、さらにはその先を見据え、訪日外国人旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できる環境整備を促進するため、全国規模で訪日外国人旅行者受入れ医療機関を充実させていくこととしています。

これを踏まえ、昨年度に引き続き、観光庁では、厚生労働省と連携して、都道府県の協力の下、地域医療に支障なく、訪日外国人旅行者が不慮のけがや病気の際に、スムーズに医療機関にアクセスできるようにするための外国人患者の受入れが可能な全国の医療機関リストについて、更なる充実を図ることとしております。

ついては、各都道府県観光部（局）におかれましては、各都道府県衛生主管部（局）と連携して、下記のとおり、医療機関の追加選定及び報告をお願い申し上げます。各都道府県衛生主管部（局）におかれましては、医療機関の追加選定及び報告に必要な協力をお願い申し上げます。

記

1. 訪日外国人旅行者受入れ医療機関の追加選定及び追加報告内容の聴取

(1) 訪日外国人旅行者受入れ医療機関の選定要件

訪日外国人旅行者受入れ医療機関の選定要件は以下の通りです。

ア. 「緊急時対応等が可能である」訪日外国人旅行者受入れ医療機関

以下の(ア)～(ウ)の全ての要件を満たす医療機関を都道府県で最低1カ所以上選定してください。(ア)～(ウ)の全ての要件を満たす医療機関が平成27・28年度に既に選定されていれば、今年度の追加選定は不要です。その場合は、下記の『イ. 「外国語による診療が可能である」訪日外国人旅行者受入れ医療機関』の選定のみお願いします。)

(ア) 24時間365日救急患者を受け入れていること

(イ) 救急科、内科、外科、小児科を含む複数診療科を有すること
(総合病院を想定)

(ウ) 少なくとも英語による診療が可能であること

(通常診療時間内に、医師が直接英語で診察、または、日英通訳者を介した診療が可能であること)

イ. 「外国語による診療が可能である」訪日外国人旅行者受入れ医療機関

外国人旅行者の訪問状況や医療機関へのアクセスを考慮し、「外国語による診療が可能である」医療機関(医療通訳の有無を問わない)を選定してください。

(2) 訪日外国人旅行者受入れ医療機関の追加選定

(1)の選定要件を踏まえ、以下の留意点に沿って追加選定をし、別添①の報告書を対象医療機関に配布・回収し、とりまとめをお願いします。また、選定結果の集計を別添②に反映をお願いします。

【選定にあたっての留意点】

現在登録済みの約900の医療機関の所在地と、各地域の主要な観光地の地点や二次医療圏と比較分析した結果、地域的な偏在があることが判明しました。よって、平成29年度の追加選定では、広域観光周遊ルート(注1)上の広域観光拠点地区(注2)と、二次医療圏(注3)が重なり合うところを平成29年度の【重点対象地域(別添②内のE列にて○がついている地域)】とし、以下ア及びイの要件を踏まえ、医療機関の追加選定をご検討いただきたいと思います。

ア. 選定地域

- ・別添②の通り、重点対象地域内で医療機関数が不足していると思われるところをオレンジ色で色づけしておりますので、色づけされた箇所は可能な限り最低1件以上選定頂きますようお願いいたします。
- ・重点対象地域外の地域であっても、訪日外国人旅行者が多い場合は必要に応じて、医療機関の選定をお願いいたします。

イ. 選定医療機関

- ・厚生労働省では、補助金事業「医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業」の実施や、「外国人患者受入れ医療機関認証制度」の普及推進をしております。これらの医療機関で、訪日外国人旅行者受入れ医療機関リストに未登録の医療機関については、選定の候補として頂きたく、個別にお声がけをする等、登録を促してください。
- ・平成28年度の観光庁の調査事業により、医療機関リスト未登録の医療機関で、外国語診療が可能な医療機関をリスト化(注4)したので、別添③として送付致します。追加選定の候補として参考にしてください。

注1 広域観光周遊ルート：テーマ性・ストーリー性を持った魅力ある観光地域のネットワークを強化し、訪日外国人旅行者の滞在日数にあわせたルートのこと。2017年3月時点で11のルートが認定。

注2 広域観光拠点地区：広域観光周遊ルート内で、集客の核となる地区のこと。ルート毎に複数地域を指定。

注3 二次医療圏：地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状態、交通事情等の社会的条件を考慮して一体の区域として病院における入院に係る医療（三次医療圏で提供することが適当と考えられるものを除く。）を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められる区域を単位として認定。

注4 観光庁調査事業によるリスト：厚生労働省の医療機能情報提供制度で公開されている病院に対し、個別調査の上とりまとめたリストです。

(3) 登録済の訪日外国人旅行者受入れ医療機関に対するデータ二次利用可否
来年度以降データの二次利用を行う可能性もあるため、改めてデータの二次利用についての許諾を頂きますようお願いいたします。

各都道府県に登録されている医療機関に対し、別添①報告書の内、⑪のデータの二次利用に対する許諾についてご記入頂き、ご提出ください。(登録されている全医療機関が対象です)

(4) 選定結果の公開方法

選定いただいた医療機関は、訪日外国人旅行者受入れ医療機関リストとして各観光案内所や地方自治体へ案内する他、日本政府観光局（JNTO）のホームページで情報発信（注5）をする予定です。また、昨年度、観光関連施設からの要望を踏まえ、ホームページのユーザビリティ向上の観点から、医療機関一覧リストの対応言語を全5言語に拡大し、観光関連施設向けサポートページ（注6）も作成しております。

注5 HPアドレス：

【 英語 サイト 】 http://www.jnto.go.jp/emergency/eng/mi_guide.html

【 中国語（繁）サイト 】 http://www.jnto.go.jp/emergency/chs/mi_guide.html

【 中国語（簡）サイト 】 http://www.jnto.go.jp/emergency/chc/mi_guide.html

【 韓国語 サイト 】 http://www.jnto.go.jp/emergency/kor/mi_guide.html

【 日本語 サイト 】 http://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html

注6 HPアドレス：

【 サポート ページ 】 <http://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/support.html>

2. 医療機関選定結果の報告方法と期限

各都道府県観光部（局）は、医療機関に配布・回収した別添①の報告書を取りまとめた上で、選定結果の集計を反映した別添②を添えて、各都道府県を管轄する地方運輸局まで報告をお願いします。

報告期限：平成29年11月22日（水）管轄の地方運輸局必着

※ 報告先運輸局の窓口及び担当者は別添④を参照のこと

3. 問い合わせ先

(1) 本施策全般に関するお問い合わせ

観光庁 外客受入参事官室 寺林・石川

住所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

TEL：03-5253-8972

Mail：terabayashi-m2jh@mlit.go.jp、ishikawa-m55ta@mlit.go.jp

(2) 厚生労働省補助金事業等に関するお問い合わせ

厚生労働省 医政局 総務課 医療国際展開推進室 永松・柴山

住所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL：03-5253-1111（内線：4115、4107）

【参考】

(1) 厚生労働省補助金事業「医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業」

- 医療通訳等の配置を実施する「外国人患者受入れ拠点病院」（平成26年度～平成29年度）
 - 平成28年度：<http://www.jme.or.jp/news/pdf/160905.pdf>（当初予算）
 - 平成29年度：http://www.jme.or.jp/news/170907_2.html（当初予算・一次公募）
<http://www.jme.or.jp/news/171017.html>（当初予算・二次公募）

※ 平成26年度及び平成27年度の実施病院については、平成28年度の実施病院に内包されています。

- 院内資料・院内案内図の多言語化等の外国人患者受入れ体制整備を実施する「体制整備支援病院」（平成28年度）

- 平成28年度：<http://www.jme.or.jp/news/160729.html>（当初予算・一次公募）
<http://www.jme.or.jp/news/160905.html>（当初予算・二次公募）
http://www.jme.or.jp/news/170201_2.html（補正予算・一次公募）
http://www.jme.or.jp/news/170703_2.html（補正予算・二次公募）
http://www.jme.or.jp/news/170907_3.html（補正予算・三次公募）

- 上記事業は、「一般財団法人日本医療教育財団」が実施団体となっています。

- 一般財団法人日本医療教育財団HP：<https://www.jme.or.jp/index.html>

(2) 外国人患者受入れ医療機関認証制度

(JMIP: Japan Medical Service Accreditation for International Patients)

- 外国人患者受入れ医療機関認証制度HP：<http://jmip.jme.or.jp/search.php>

以上

